

# 公告文の一部訂正のお知らせ

本協定に係る公告文については、下記のとおり訂正しますのでお知らせします。

令和4年2月1日  
霞ヶ浦河川事務所

「災害時における河川災害応急復旧に関する協定【電気設備】」の公募について

## 正誤表

訂正後		訂正前																
<p>●公告文 4. 申請者の条件 (6) 2ページ</p> <p>(6) 平成19年度以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 下記記載のいずれかの設備における保守又は点検業務</li> <li>2) 下記記載のいずれかの設備における新設又は改修工事</li> <li>3) 下記記載のいずれかの設備における製造又は購入                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧 (又は特別高圧) 受変電設備</li> <li>・ 発動発電機 (自動起動方式) を含む電気設備</li> <li>・ 無停電電源設備 (常時インバータ方式に限る)</li> </ul> </li> </ol> <p>※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事等を含む</p>		<p>●公告文 4. 申請者の条件 (6) 2ページ</p> <p>(6) 平成19年度以降に元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 下記記載のいずれかの設備における保守又は点検業務</li> <li>2) 下記記載のいずれかの設備における新設又は改修工事</li> <li>3) 下記記載のいずれかの設備における製造又は購入                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧 (又は特別高圧) 受変電設備</li> <li>・ 発動発電機 (自動起動方式) を含む電気設備</li> <li>・ 無停電電源設備 (常時インバータ方式に限る)</li> </ul> </li> </ol>																
<p>●公告文 5. 技術審査 (1) 3ページ</p> <table border="1"> <tr> <td>1) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (電気様式-2)</td> <td>次に掲げるいずれかの者を配置できること。</td> <td>資格等の保有者を確保できない場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>                     ① 建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者イにあつては電気工学、電気通信工学に限る。ハにあつては以下に限る。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 (電気電子部門、建設部門)</li> <li>・ 技術士 (総合技術監理部門 (選択科目「電気電子」または「建設」))</li> <li>・ 1級又は2級電気工事施工管理技士</li> </ul>                     ② 平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有する技術者を配置できること。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「電気通信設備」の保守業務又は点検業務</li> <li>・ 「電気通信設備」の新設工事又は改修工事</li> <li>・ 「電気通信設備」の購入又は製造</li> </ul>                     ※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事等を含む                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">※保守 (又は点検) 業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。</td> </tr> </table>		1) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (電気様式-2)	次に掲げるいずれかの者を配置できること。	資格等の保有者を確保できない場合		① 建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者イにあつては電気工学、電気通信工学に限る。ハにあつては以下に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 (電気電子部門、建設部門)</li> <li>・ 技術士 (総合技術監理部門 (選択科目「電気電子」または「建設」))</li> <li>・ 1級又は2級電気工事施工管理技士</li> </ul> ② 平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有する技術者を配置できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「電気通信設備」の保守業務又は点検業務</li> <li>・ 「電気通信設備」の新設工事又は改修工事</li> <li>・ 「電気通信設備」の購入又は製造</li> </ul> ※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事等を含む			※保守 (又は点検) 業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。		<p>●公告文 5. 技術審査 (1) 3ページ</p> <table border="1"> <tr> <td>1) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (電気様式-2)</td> <td>次に掲げるいずれかの者を配置できること。</td> <td>資格等の保有者を確保できない場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>                     ① 建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者イにあつては電気工学、電気通信工学に限る。ハにあつては以下に限る。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 (電気電子部門、建設部門)</li> <li>・ 技術士 (総合技術監理部門 (選択科目「電気電子」または「建設」))</li> <li>・ 1級又は2級電気工事施工管理技士</li> </ul>                     ② 平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有する技術者を配置できること。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「電気通信設備」の保守業務又は点検業務</li> <li>・ 「電気通信設備」の新設工事又は改修工事</li> <li>・ 「電気通信設備」の購入又は製造</li> </ul>                     ※保守 (又は点検) 業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。                 </td> <td></td> </tr> </table>		1) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (電気様式-2)	次に掲げるいずれかの者を配置できること。	資格等の保有者を確保できない場合		① 建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者イにあつては電気工学、電気通信工学に限る。ハにあつては以下に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 (電気電子部門、建設部門)</li> <li>・ 技術士 (総合技術監理部門 (選択科目「電気電子」または「建設」))</li> <li>・ 1級又は2級電気工事施工管理技士</li> </ul> ② 平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有する技術者を配置できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「電気通信設備」の保守業務又は点検業務</li> <li>・ 「電気通信設備」の新設工事又は改修工事</li> <li>・ 「電気通信設備」の購入又は製造</li> </ul> ※保守 (又は点検) 業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。	
1) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (電気様式-2)	次に掲げるいずれかの者を配置できること。	資格等の保有者を確保できない場合																
	① 建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者イにあつては電気工学、電気通信工学に限る。ハにあつては以下に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 (電気電子部門、建設部門)</li> <li>・ 技術士 (総合技術監理部門 (選択科目「電気電子」または「建設」))</li> <li>・ 1級又は2級電気工事施工管理技士</li> </ul> ② 平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有する技術者を配置できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「電気通信設備」の保守業務又は点検業務</li> <li>・ 「電気通信設備」の新設工事又は改修工事</li> <li>・ 「電気通信設備」の購入又は製造</li> </ul> ※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事等を含む																	
	※保守 (又は点検) 業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。																	
1) 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (電気様式-2)	次に掲げるいずれかの者を配置できること。	資格等の保有者を確保できない場合																
	① 建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者イにあつては電気工学、電気通信工学に限る。ハにあつては以下に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術士 (電気電子部門、建設部門)</li> <li>・ 技術士 (総合技術監理部門 (選択科目「電気電子」または「建設」))</li> <li>・ 1級又は2級電気工事施工管理技士</li> </ul> ② 平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事等への従事経験を有する技術者を配置できること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「電気通信設備」の保守業務又は点検業務</li> <li>・ 「電気通信設備」の新設工事又は改修工事</li> <li>・ 「電気通信設備」の購入又は製造</li> </ul> ※保守 (又は点検) 業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。																	

訂正後			訂正前		
●公告文 5. 技術審査 (1) 3~4ページ			●公告文 5. 技術審査 (1) 3~4ページ		
3) 保守業務、点検業務 又は工事の施工実績 (電気様式-2)	平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は 完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又 は同種工事等の施工実績を有するもの 1) 下記記載のいずれかの設備における保守又 は点検業務 2) 下記記載のいずれかの設備における新設又 は改修工事 3) 下記記載のいずれかの設備における製造又 は購入 ・高圧(又は特別高圧)受変電設備 ・発動発電機(自動起動方式)を含む電気設備 ・無停電電源設備(常時インバータ方式に限る) ※令和3年度完成・引渡し完了予定業務又は工事 等を含む	施工実績が 無い場合	3) 保守業務、点検業務 又は工事の施工実績 (電気様式-2)	平成19年4月1日以降に元請けとして完了又は 完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又 は同種工事等の施工実績を有するもの 1) 下記記載のいずれかの設備における保守又 は点検業務 2) 下記記載のいずれかの設備における新設又 は改修工事 3) 下記記載のいずれかの設備における製造又 は購入 ・高圧(又は特別高圧)受変電設備 ・発動発電機(自動起動方式)を含む電気設備 ・無停電電源設備(常時インバータ方式に限る)	施工実績が 無い場合